

対象契約一覧表（追加）

追加

掲載番号	該当する契約	部品番号	随意契約 による 理由	一覧表への 掲載日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提出先 (問合せ先)
4405	爆弾懸吊装置 修理	W7670000-1	ア	R8. 9. 3	爆弾懸吊装置 修理に必要なとなる武器等製造法第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることを証明できること。	調達部契約課 契約第4班
4406	爆弾懸吊装置（MAU-12C/A） 定期修理	69J13060J-3	ア	R8. 9. 3	爆弾懸吊装置（MAU-12C/A） 定期修理に必要なとなる武器等製造法第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることを証明できること。	調達部契約課 契約第4班
4407	爆弾懸吊装置（MAU-12C/A） 定期修理	69J13060J-1	ア	R8. 9. 3	爆弾懸吊装置（MAU-12C/A） 定期修理に必要なとなる武器等製造法第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることを証明できること。	調達部契約課 契約第4班
4408	爆弾懸吊装置（MAU-12C/A） 定期修理	69J13060-7	ア	R8. 9. 3	爆弾懸吊装置（MAU-12C/A） 定期修理に必要なとなる武器等製造法第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることを証明できること。	調達部契約課 契約第4班
4409	爆弾懸吊装置（MAU-12C/A） 定期修理	69J13060-1	ア	R8. 9. 3	爆弾懸吊装置（MAU-12C/A） 定期修理に必要なとなる武器等製造法第3条に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることを証明できること。	調達部契約課 契約第4班